

令和2年度 高知県安全安心まちづくり推進会議総会



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

と き: 令和3年2月19日(金) 14:30 ~16:00

ところ: 高知県立県民文化ホール「オレンジホール」

高知県安全安心まちづくり推進会議

も く じ

令和2年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会次第	1
令和2年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受賞者一覧	2
令和2年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品	4
議題1 令和2年度の取組実績について	6
議題2 令和3年度の重点テーマについて	11
議題3 令和3年度の事業計画について	12
高知家安全安心まちづくり宣言	13

参考資料

資料1 高知県安全安心まちづくり推進会議規約	14
資料2 高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿	16
資料3 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事選出団体名簿	19

令和2年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会 次第

- 1 開会のことば
- 2 表彰
 - (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
 - (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品の発表・表彰
- 3 受賞者代表あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 記念写真撮影
- 6 新規参加構成員の紹介
- 7 議事
 - (1) 議題1 令和2年度の取組実績について
 - (2) 議題2 令和3年度の重点テーマについて
 - (3) 議題3 令和3年度の事業計画について
- 8 高知家安全安心まちづくり宣言
- 9 閉会のことば

令和2年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受賞者

【団体の部】

(敬称略)

団体名	主な功績の概要
タウンポリス西土佐	地域の安全と安心を基本理念として発足。江川崎駐在所連絡協議会等の関係機関と連携しながら、積極的に自主防犯活動を実施。河川敷を有する地域で水難事故防止活動や、高齢化が進む地域で高齢者を対象とした事件事故防止活動に取り組み、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
高知南地区少年警察ボランティア協会横浜支部	少年の健全育成や地域の安全を目的として発足。青少年協議会等の関係団体と連携しながら、補導活動等を実施。補導活動等を介して少年の健全育成や、放置自転車を警察へ届け出るなどの防犯活動を実施し、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
AKV(安芸高校防犯ボランティア)	少年非行は、未成年が主体となって取り組むことを目的として発足。高知県立安芸高等学校の在校生による自主防犯組織。少年警察ボランティア協会等の関係機関と連携し、盗難被害防止活動や清掃活動など、地域に密着した活動や、学校正門前での挨拶運動など、構成員の特性を生かした活動を実施し、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
タウンポリス上ノ加江地区を守る会	地域安全推進員上ノ加江班長と地域安全協会が協議した結果により発足。青色回転灯装備車両を用いて、通学路や住宅地の巡回パトロールを継続的に実施。また、全国地域安全運動期間に併せて防犯、交通安全及び防災を題材とした地域イベントを開催する等し、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
室戸市タウンポリス	安全で安心して暮らせる住みよい地域づくりの実現を目指して、発足。地域安全協議会等の関係機関と連携しながら、登下校時の見守り活動や防犯パトロールを継続的に実施。また、全国地域安全運動期間に併せて、パレードやキャンペーンに参加しながら犯罪被害防止や交通事故防止啓発活動を行う等し、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
高知市秦地域安全推進協議会	秦地域において、犯罪、事故及び災害のない明るいまちづくりを推進することを目的とし、地区住民の有志によって発足。青色回転灯装備車両を用いて、通学路や住宅地の巡回パトロールを継続的に実施。また、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域の危険箇所を確認、行政への改善要望を行う等し、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。

令和2年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受賞者

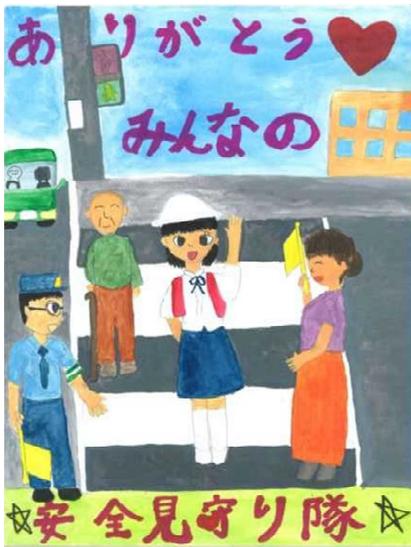
【個人の部】

(敬称略)

個人名	主な功績の概要
たくま よしひと 宅間 芳仁	昭和54年から防犯活動を始め、現在に至るまで嶺北地区暴力排除推進協議会、田井駐在所連絡協議会等、様々な防犯活動団体に籍を置き、会長や班長等の役職を歴任しながら、継続的な活動を行っている。活動内容は、地域安全活動や夜間パトロール、警察などの関係機関と連携しながらの特殊詐欺防止啓発活動等の安全安心なまちづくり活動に寄与するものであり、地域住民の防犯意識向上や、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
にしおか せつこ 西岡 勢津子	平成4年から田野町女性団体連絡協議会に所属して防犯活動を始め、現在に至るまで安芸地区地域安全推進協議会や中芸地区商工会女性部等にも籍を置き、会長や副会長等の役職を歴任しながら、継続的に活動を行っている。活動内容は、駅周辺での見守り活動や放置自転車の撤去、或いは特殊詐欺被害防止キャンペーンの開催等の安全安心なまちづくり活動に寄与するものであり、地域住民の防犯意識向上や、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
たかの おさひこ 高野 曾彦	平成6年から南国地区地域安全推進員として防犯活動を始め、ごめん中央地区タウンポリスにも所属し、班長や副会長の役職につきながら、継続的な活動を行っている。活動内容は、児童の見守り活動や地域の巡回、或いは各種防犯啓発活動への参加等の安全安心なまちづくり活動に寄与するものであり、地域住民の防犯意識向上や、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。

【小学生の部】

☆ 最優秀



高知大学教育学部附属小学
 新井 結子 さん
あらい ゆいこ

作品説明
 地域の人や警察の人が、私が学校に行く時に、安全を見守ってくれているので、ありがとうという気持ちを伝えたくて描きました。

☆ 優秀



土佐市立蓮池小学校
 下村 珠雅 さん
しもむら しゅが

作品説明
 今は色々な方法でだます人がいるので気を付けよう。

☆ 佳作

- | | | | |
|---|----------------|-------------------|----|
| ① | 南国市立三和小学校 | おかだ かんな
岡田 華菜 | さん |
| ② | 土佐市立高岡第一小学校 | うむろ ひなた
宇室 陽向 | さん |
| ③ | 高知県立高知若草特別支援学校 | いしもと ゆうひ
石元 優陽 | さん |
| ④ | 高知県立高知若草特別支援学校 | わだ りおな
和田 りおな | さん |

令和2年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品

【中高生の部】

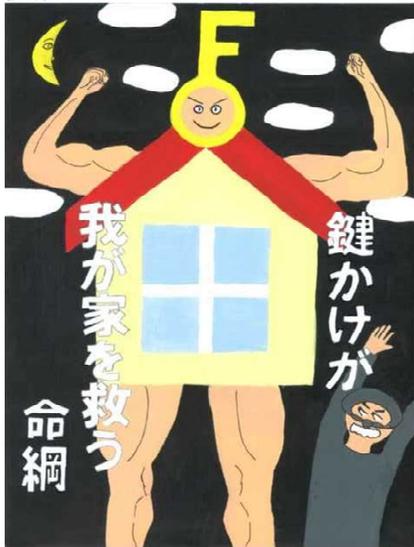
☆ 最優秀



高知県立高知工業高等学校
かわた ななみ
河田 七海 さん

作品説明
空き巣などの犯罪を防ぐのは、自分が鍵をかけたか確認するだけでもできる事なので、「その手が防犯になる」というフレーズをつけました。明るめの色を使ってハッキリ描き、印象に残りやすいようにしました。

☆ 優秀



高知県立高知工業高等学校
ふじた まさと
藤田 真登 さん

作品説明
高知県は、他県と比べて少し防犯に対する意識が低いと思っていて、この作品では、特に色合いの明暗を強くすることで目に止まるようなポスターにしたかったからです。見てくれた人が防犯に関心を持ってほしいです。

☆ 佳作

- | | | | |
|----------------|------------|------------|----|
| ① 土佐市立高岡中学校 | ふくい
福井 | いきむ
一生 | さん |
| ② 高知県立高知工業高等学校 | にしお
西尾 | ゆづき
優津季 | さん |
| ③ 高知県立高知工業高等学校 | なかじま
中島 | まりん
真凜 | さん |
| ④ 高知県立伊野商業高等学校 | しきち
式地 | ひとみ
ひとみ | さん |

議題 1 令和2年度の取組実績について

1 令和2年度重点テーマに基づく主な取組について

《 地域で子どもを見守ろう 》

【主な取組】

- 市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱(21市町村、39人)
- 「あんしんFメール」登録の促進(登録数:17,281人、情報発信数:231件)
- ラジオを活用した広報啓発(県1回)
- 保育所等における防犯教室や不審者対応訓練
(誘拐被害防止教室:186回、不審者対応訓練:132回)
- 通学路安全の日(毎月第3木曜日)の活動(通年実施)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発(第1号、第4号、各号113,500部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発(第1号、第3号、各号約250部)
- 安全シェルター等の登録
(こども110ばんのいえ:2,896戸、こども110ばんのくるま:1,009台)

《子どもが被害にあった刑法犯の認知状況(暫定)》

※ 犯罪被害における「子ども」とは20歳未満の少年

H31/ R1年	R2年	増減数	子どもが被害に遭った犯罪の種類別認知件数と割合					
			凶悪犯 粗暴犯	凶悪犯・粗暴犯被害 総数中、子どもの被害 が占める割合	強制・公然 わいせつ	強制・公然わいせつ被害 総数中、子どもの被害 が占める割合	窃盗犯	窃盗犯被害総数中、 子どもの被害が占める 割合
685件	487件	-198件	4件	21.1%	19件	51.4%	408件	21.9%

《子どもに対する声かけ事案等認知件数》

《声かけ事案等の対象者別集計》

H28年	H29年	H30年	H31/ R1年	R2年
253件	363件	362件	322件	289件

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
H31/R1年	153件	66件	65件	38件	322件
R2年	113件	56件	79件	41件	289件
増減数	-40件	-10件	14件	3件	-33件

《子どもが巻き込まれた交通事故認知件数》

※ 交通事故における「子ども」とは中学生以下の少年

	件数	死者	負傷者
H31/R1年	78件	0人	78人
R2年	81件	0人	81人
増減	3件	±0人	3人

【現状と課題】

子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は、前年と比べ198件の減少となりました。しかし、わいせつ犯罪に遭う割合は、他の犯罪と比べ高いという傾向があります。子どもに対する声かけ事案等の認知件数は、前年と比べて33件減少しました。一方で、認知した声かけ事案等の関して約半数が小学生という特徴があります。認知件数の減少等から、安全安心に関する取組による一定の効果が窺われますが、子どもが被害者となる犯罪の発生状況や、いまだ、300件弱発生している声かけ事案は、誘拐等の凶悪事件に発展する危険性があり、今後も見守り活動を強く推進していく必要があります。

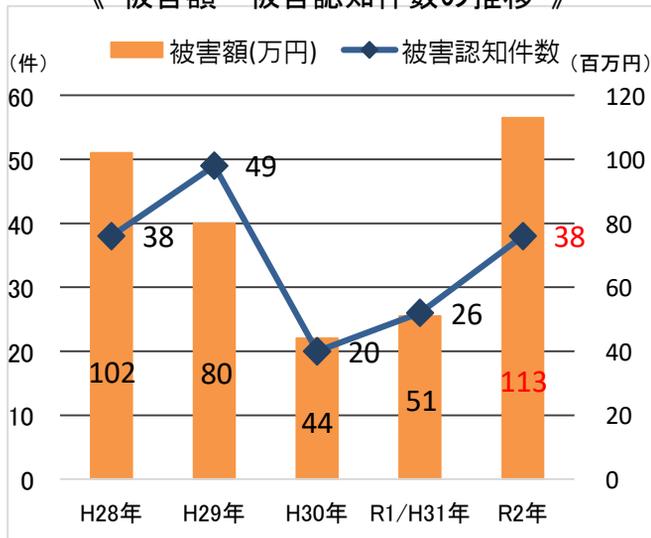
子どもの安全対策は、地域住民や学校関係者、保護者など、地域全体が共通意識を持って、連携した活動を行う必要があります。

《 特殊詐欺の被害を防ごう 》

【 主な取組 】

- 街頭キャンペーンなどによる広報啓発（753回）
- ラジオを活用した広報啓発（県警3回、県1回）
- あんしんFメールによる特殊詐欺被害注意情報の発信（発信件数26件）
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（第1号から第4号、各号113,500部）
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発（第1号から第3号、各号約250部）
- 特殊詐欺撃退装置「見張り君」貸出
- 特殊詐欺被害防止教室の実施（308回）
- 金融機関等による被害の水際阻止（33件）

《 被害額・被害認知件数の推移 》



《 令和2年類型別認知件数 》

特殊詐欺の手口	件数	
	65歳以上	
オレオレ詐欺	2	0
預貯金詐欺	11	10
架空料金請求詐欺	20	5
融資保証金詐欺	3	1
還付金詐欺	0	0
金融商品詐欺	1	0
ギャンブル詐欺	0	0
交際あっせん詐欺	0	0
その他の特殊詐欺	0	0
キャッシュカード詐欺盗	1	1
合計	38	17

高齢者の被害は全体の約45%

【 現状と課題 】

令和2年中の特殊詐欺被害の認知件数は38件、被害額は約1億1,342万円で、前年と比べ、被害件数・被害額ともに大きく増加しています。

最も被害件数が多かった類型は、郵便やインターネット等を利用し、ありもしない事実を口実として料金を請求する「架空請求」で、全体の約53%を占めています。

特殊詐欺全体に占める高齢者の割合は、約45%で多くを占めており、高齢者対象の被害防止対策が喫緊の課題となっています。

また、近年は、高齢者だけでなく、若者を含めた幅広い年齢層に被害が拡大していることも特徴であり、このような手口の変化に対応して、令和2年1月1日から新しい分類体系となっています。

特殊詐欺は、手口ごとに被害者層や被害金の交付形態等が異なることから、必要な被害防止対策を的確に見定めて実施することが重要で、高齢者に対しては、体験型や実演型の広報活動により、被害の危険性を体感的に認知してもらうと共に、あらゆる機会を通じた直接的、個別的な呼び掛けによって、不審な電話などを受けた場合は、必ず家族や知人、警察などの行政機関への相談を周知してもらう必要があります。

《 高齢者などを事故や事件から守ろう 》

【主な取組】

- 春・秋・年末年始の交通安全運動(通年実施)
- 交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動【9月中】(10,898人)
- 高齢者を対象とした交通安全教室(563回、参加者数:7,725人)
- 高齢者アドバイザーによる高齢者宅訪問(14,897回、20,053人)
- 広報紙等による広報啓発活動
(交番・駐在所速報:417紙、54,920部 ミニ広報紙:1,938紙、486,193部)
- 高齢者を対象とした防犯教室(279回、参加者数:4,298人)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発(第2号から第4号、各号113,500部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発(第1号、253部)
- 女性を対象とした防犯教室(15回)

《県内の交通事故、高齢者の交通事故認知件数》

	件数	死者	負傷者	高齢者		
				件数	死者	負傷者
R1年	1,556件	33人	1,700人	677件	25人	409人
R2年	1,263件	34人	1,382人	575件	26人	335人
増減	-293件	1人	-318人	-102件	1人	-74人

《高齢者・女性が被害者となった刑法犯の認知状況》

	H30年	H31/ R1年	R2年	高齢者・女性が被害に遭った種類別 発生件数と割合(令和元年中)					
				窃盗被害	窃盗被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	強制・公然わいせつ被害	強制・公然わいせつ被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	詐欺被害	詐欺被害総数中、高齢者・女性が占める各割合
総数	4,052件	3,562件	2,719件	1,862件		37件		123件	
高齢者	543件	480件	358件	234件	12.6%	1件	2.7%	22件	17.9%
女性	1,204件	1,178件	818件	554件	29.8%	25件	67.6%	44件	35.8%

【現状と課題】

令和2年中の交通事故は、発生件数と負傷者数が減少しており、構成員の皆さまによる安全安心の取組について、一定の効果が窺われます。

一方で、死者数は増加しており、このうち高齢者(65歳以上)は26人で、全体の7割以上を占めていることから、今後も高齢者を中心とした交通安全対策を推進していく必要があります。

高齢者が被害にあった刑法犯の件数、女性が被害にあった刑法犯の件数は、いずれも減少しており、構成員の皆さまによる取組について一定の効果が窺われるところです。

引き続き、高齢者や女性などが犯罪の被害にあわないよう、広報啓発活動や戸別訪問等の各種取組を推進していく必要があります。

《 鍵かけ運動を進めよう 》

【主な取組】

- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（第4号、113,500部）
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発（第2号、249部）
- ラジオを活用した広報啓発（県1回）
- 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報啓発
- 自転車盗難被害防止モデル校の指定と広報啓発
（指定52校、〈指定校の内訳：小学校7校・中学校25校・高校20校〉）
- 自転車盗難被害防止啓発チラシの配布（25,000枚）

《県内の刑法犯、主な窃盗犯の認知件数》

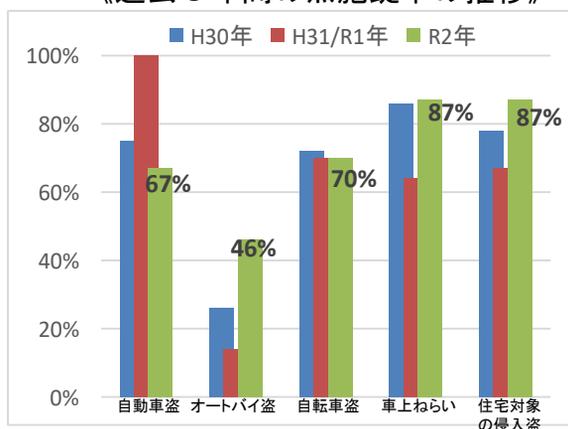
	認知総数	窃盗被害 認知全体	乗り物盗			車上ねらい	住宅対象 の侵入盗
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
H30年	4,052件	3,084件	8件	54件	1,076件	262件	148件
R1年	3,562件	2,653件	4件	49件	1,030件	233件	100件
R2年	2,719件	1,862件	6件	13件	683件	114件	120件

《令和2年中の窃盗被害認知と施錠の有無》

	自動車盗	オート バイ盗	自転車盗	車 上 ね ら い	住宅対象 の侵入盗
被害件数	6件	13件	683件	114件	120件
施錠あり	2件	7件	202件	15件	16件
施錠なし 無締まり	4件	6件	481件	99件	104件

※ 住宅対象の侵入盗被害120件中、侵入方法不明は無し

《過去3年間の無施錠率の推移》



※ 住宅対象の侵入盗のうち、侵入方法不明のものは計上せず

【現状と課題】

刑法犯全体の認知件数、窃盗犯の認知件数は、いずれも減少しており、構成員の皆さまによる安全安心の取組について、一定の効果が窺われます。

窃盗犯の多くは「自転車盗」や「車上ねらい」といった乗り物に関する手口で、窃盗犯全体の約38%を占めています。

これらの手口による被害や住宅対象の侵入盗の多くは、無施錠の状態被害にあっています。また、持ち家やマンションなどの住宅を対象とした盗難被害についても、約87%が無施錠の状態被害にあっており、その傾向は変わっていません。

盗難被害防止のためには、鍵を確実にかけることが、身近で直ぐにできる防犯対策であり、かつ重要であることから、引き続き「確実な鍵かけ」を呼び掛けていく必要があります。

2 令和2年度の事業計画に基づく主な取組について

(1) 事業計画に基づく主な取組

- 4月 ・ 各構成員の令和元年度取組実績及び令和2年度取組予定を照会
- 5月 ・ 安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 6月 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和2年度第1号）発行
・ 会報「安全安心まちづくりだより」（令和2年度第1号）発行
- 7月 ・ 幹事会の開催（第1回）
・ 各構成員の令和元年度取組実績及び令和2年度取組予定を公表
- 8月 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和2年度第2号）発行
・ ブロック別区市町村担当者等との意見交換会
- 9月 ・ 安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦受付開始
- 10月 ・ 「安全安心まちづくりの日高知県民のつどい」の開催（高知会館）
・ 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
・ 会報「安全安心まちづくりだより」（令和2年度第2号）発行
- 11月 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和2年度第3号）発行
・ 会報「安全安心まちづくりだより」（令和2年度第3号）発行
- 12月 ・ 安全安心まちづくりポスター選考会の開催
- 1月 ・ 安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
・ 幹事会の開催（第2回）
- 2月 ・ 総会の開催
・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和2年度第4号）発行
・ 会報「安全安心まちづくりだより」（令和2年度第4号）発行

通年 ・ 安全安心まちづくりに取り組む企業・団体等に推進会議参加を呼び掛け

(2) 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）の主な取組

- ・ 10月3日 「安全安心まちづくりひろば」の開催
フジグラン高知1階食品館と専門店のフロアにおいて開催。
白バイやパトカー型ゴーカートの展示、特殊詐欺犯人の肉声試聴等の各種常設コーナーを設置。
- ・ 10月8日 「安全・安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」への共催
全国防犯功労者表彰の伝達を実施。

議題2 令和3年度の重点テーマについて

社会的弱者である子どもを犯罪から守ることは、安全で安心な社会づくりの要といえます。子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は減少していますが、誘拐や性犯罪等の凶悪犯罪に発展する危険性のある声かけ事案等の発生件数は、依然として多く、高止まりとなっています。このことから、引き続き高知県全体で「子どもを守る」という共通認識を持ち、それぞれの地域で見守り活動を継続する必要があります。

昨年における、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、認知件数・被害額ともに大きく増加しています。また、社会情勢に応じた手口など、その犯行態様は多様化し、全世代で被害が拡大していることから、引き続き県全体で被害防止に向けた活動を、力強く推し進める必要があります。

高齢化率が高い本県では、高齢者が関係する交通事故や特殊詐欺などの犯罪被害に対処していくことが重要です。これらの被害を防ぐためには、防犯ボランティア団体と関係機関が連携して、戸別訪問活動や各種教室の開催するなど、心に響く活動を拡充継続させていく必要があります。

刑法犯の認知件数のうち、約7割が窃盗被害ですが、その多くが鍵を掛けている状態で被害に遭っています。住まいを狙った侵入窃盗についても、無締まりの箇所から侵入される被害が多く発生していることから、「鍵かけ」という基本的な防犯対策を通して、「自らの安全は自らで守る」という意識を醸成してもらうことが必要です。

以上のことから、令和3年度の重点テーマ(案)とおりに定めます。

地域で子どもを見守ろう

特殊詐欺の被害を防ごう

高齢者などを事故や事件から守ろう

鍵かけ運動を進めよう

議題3 令和3年度の事業計画について

県民の防犯意識の醸成に努めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等による犯罪のない安全で安心なまちづくりへの気運を高めることを目的とし、感染症対策を取り入れるなど、新しい価値観に応じた各種行事の開催や広報媒体の利用によって効果的な取組を行います。

1 令和3年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画（案）

4月 ・各構成員の令和2年度取組実績及び令和3年度取組予定を照会
・第4次推進計画の重点目標及び基本的方策の検討（庁内照会）

5月～10月 ・安全安心まちづくりポスターの募集

6月～2月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（年4回）

6月～2月 ・会報「安全安心まちづくりだより」の発行（年4回）

7月 ・各構成員の令和2年度取組実績及び令和3年度取組予定を公表

8月 ・ブロック別区市町村担当者との意見交換会

10月 ・全国地域安全運動期間の取組への協力
・安全安心まちづくり啓発イベントの開催
・安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦の受付

11月 ・安全安心まちづくりポスター選考会の開催

1月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
・幹事会の開催（第2回）

2月 ・総会の開催

2 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）に行う事業（案）

（公社）高知県防犯協会及び高知県警察本部とともに、県民の皆様、事業者、地域で活動する団体、行政担当職員等を対象とした啓発を行います。

また、犯罪や事故のない安全で安心な地域社会づくりをテーマとしたイベントを開催して、安全安心まちづくりの啓発を行います。

- 「安全・安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」への共催
- 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
- テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発

「高知家」安全安心まちづくり宣言

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民すべての願いです。

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動など、できることから取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは「高知県はひとつの大家族」との思いのもと、人権を尊重し、人と人とのつながりを大事にして、相互に助け合い・協力しながら、次のとおり安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 一、 毎年度の事業計画に、安全安心まちづくりの取組を盛り込み、自らの活動として取り組んでいきます。
- 一、 自らの活動を通じて、安全安心まちづくりの考え方が広く浸透するように努め、県民によって支えられる運動としていきます。
- 一、 各地域で行われる安全安心まちづくり活動に参加・事件・事故などの被害防止につなげます。



令和3年2月19日

「高知家」とは

高知県安全安心まちづくり推進会議

高知県の一番の魅力、家族のようにあたたかい「高知県人＝人」に着目し、高知県を一つの大きな家族に例えて、県全体で取り組むキャンペーンです。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

- 2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
- 6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

資料2

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和3年2月14日現在)

番号	区分	構成員名
1	防犯活動団体	公益社団法人 高知県防犯協会
2		高知県地域安全アドバイザー連絡会
3		高知県タウンポリス連絡協議会
4	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会
5		公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
6		高知県連合婦人会
7		社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
8		一般社団法人 高知県交通安全協会
9		高知県交通安全指導員協議会
10		高知県交通安全母の会連合会
11		高知県少年警察ボランティア協会
12		公益財団法人 高知県身体障害者連合会
13		高知市老人クラブ連合会
14		高知県安全安心まちづくり「みのり会」
15		あさひのこどもを守る会
16		高知県更生保護女性連盟
17	こどもの安全の確保に関する団体	高知県小中学校PTA連合会
18		高知県小中学校長会
19		高知県スクールガード・リーダー連絡協議会
20	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会
21		高知県商工会議所連合会
22		高知県商工会連合会
23		高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
24		公益社団法人 高知県建築士会
25		高知県共同住宅防犯協議会
26		高知県金融機関防犯連合会
27		高知県石油業協同組合
28		高知県理容生活衛生同業組合
29		高知県遊技業協同組合
30		一般社団法人 高知県トラック協会
31		一般社団法人 高知県警備業協会
32	一般社団法人 ¹⁶ 高知県指定自動車学校協会	

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和3年2月14日現在)

番号	区分	構成員名	
34	事業活動に関する 団体等	日本貸金業協会高知県支部	
35		西日本電信電話株式会社高知支店	
36		株式会社 高知銀行	
37		四国電力株式会社高知支店	
38		一般社団法人 高知県産業廃棄物協会	
39		高知県自転車二輪車商協同組合	
40		四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店	
41		株式会社 四国銀行	
42		リコージャパン株式会社四国支社高知事業部	
43		一般社団法人 高知県建設業協会	
44		NPO法人 高知県防犯設備協会	
45		セキスイハイム東四国株式会社	
46		ダイドー・タケナカベンディング株式会社	
47		株式会社 ほっかほっかフーズ	
48		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
49		損害保険ジャパン株式会社高知支店	
50		全国共済農業協同組合連合会高知県本部	
51		株式会社ローソン高知	
52		セコム高知株式会社	
53		株式会社フジ	
54		株式会社ダスキン中国・四国地域本部	
55		有識者	弁護士
56			経営者協会参与
57		行政機関	高知県市長会
58	高知県町村会		
59	高知市		
60	室戸市		
61	安芸市		
62	南国市		
63	土佐市		
64	須崎市		
65	宿毛市		
66	土佐清水市 ¹⁷		

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和3年2月14日現在)

番号	区分	構成員名
68	行政機関	香南市
69		香美市
70		東洋町
71		奈半利町
72		田野町
73		安田町
74		北川村
75		馬路村
76		芸西村
77		本山町
78		大豊町
79		土佐町
80		大川村
81		いの町
82		仁淀川町
83		中土佐町
84		佐川町
85		越知町
86		檮原町
87		日高村
88		津野町
89		四万十町
90		大月町
91		三原村
92		黒潮町
93		高知県
94	高知県教育委員会	

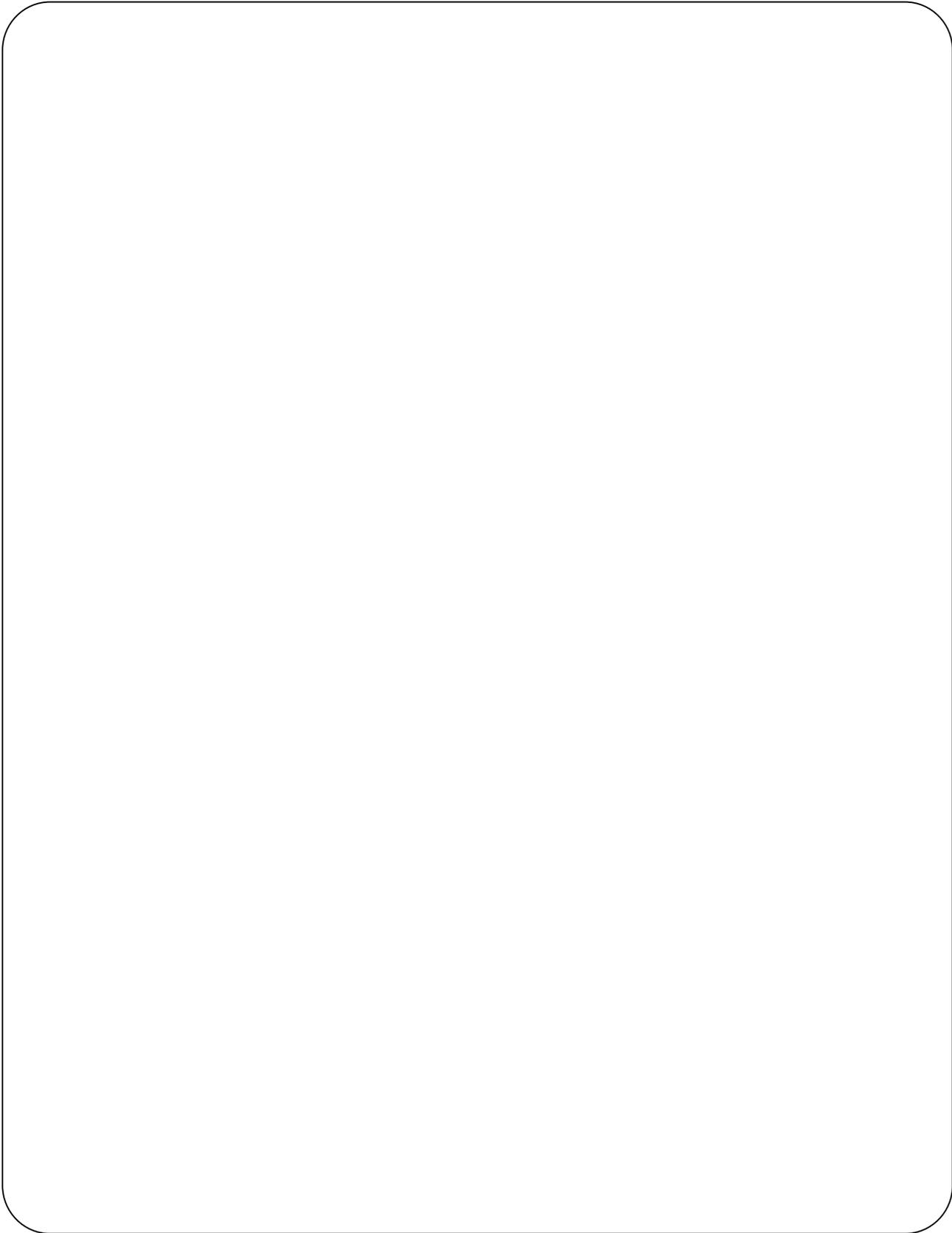
高知県安全安心まちづくり推進会議 幹事選出団体

(令和2年2月15日から令和4年2月14日)

(50音順)

番号	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	公益社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県教育委員会
11	高知県警察本部
12	高知県

メ 毛



メ 毛

高知県安全安心まちづくり推進会議事務局

- 高知県文化スポーツ部県民生活・男女共同参画課
〒780-8570
高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319
- 高知県教育委員会事務局学校安全対策課
〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4533
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
〒780-8544
高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110（代表）